

山口県報

平成21年
1月16日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
保安林の指定(森林整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(周南市)(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	四
公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請(港湾課)	四
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	七
公告	八
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	八
選管告示	九
政治団体の名称等	九
政治団体の異動事項	九
解散等に係る政治団体の名称等	九
資金管理団体の名称等	〇
資金管理団体の異動事項	〇
公安委公告	一
契約の締結	一

山口県告示第十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年一月十六日から同年二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 一般国道四九〇号道路改良(長登トンネル)工事井森工業・技工
団特定建設工事共同企業体
住 所 柳井市伊保庄四九〇七番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 一般国道四九〇号道路改良(長登トンネル)工事業業所
所在地 美祢市美東町長登一四一〇番地
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
五五	二五	平成二二、 二、六	平成二二、 二、一四	平成二二、 二、一五	断 続 四時間 変動なし

備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。

山口県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m ³)	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
七・五	八・五	六・五	六・五	一〇	一五	二五	二五	五〇	三	一〇	一五	一	二	三四五	七二〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	種 類	項目		汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		鉍油類		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
		処理前	処理後	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
鋼板製	鋼板製	七・五	七・五	六・五	六・五	一〇	一五	二五	二五	五〇	三	一〇	一五	一	二	三四五	七二〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /時)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
鋼板製	鋼板製	鋼板製	三〇	中和・凝集沈殿	連続	二四時間	二四時間	変動なし	平成二二、二六	平成二二、二四	平成二二、一五

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
五五	通常	最大	二〇
一一	通常	最大	三〇
二二	通常	最大	三、〇〇〇
三三	通常	最大	五、〇〇〇
四四	通常	最大	一五
五五	通常	最大	二五
六六	通常	最大	二
七七	通常	最大	四
八八	通常	最大	五
九九	通常	最大	一〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

土地改良区
油谷河原土地改良区

認可年月日
平成二一、一、八

山口県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

美祢市美東町大田字上鑑ケ市五〇六、五〇七、五〇八の一、五〇八の二、五一〇、五一二、五一三、五一七、五一八、五二〇、五二〇の二、五二〇の三、五二二、字下鑑ケ市五一一、五二四の一、五二四の四、五二四の五、五二六の四、五二七、二六三二、字鳥ケ山五一一の一、五一一の三から五一一の七まで、字鑑ケ浴二二一六の一、二二二一、二二二三から二二二七まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町大田字上鑑ケ市五〇八の一・五一二・五二二・字鑑ケ浴二二二三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字下田万字東ケ浴一一九三、一四四〇、一四八五の一、三三七〇、字兵右衛門わらび一一九六の二、一一九六の三、字東ケ浴かしら一一九七の一、一一九七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字下田万字東ケ浴一四四〇・一四八五の一・字兵右衛門わらび一一九六の二・一一九六の三・字東ケ浴かしら一一九七の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字徳山字第二栄谷七六六の一・字ウツケ谷七七九の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字栄谷東側七八〇の一、字栄谷西側八一三の四、八一三の六、八一六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 六日市錦線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市錦町宇佐郷字野地原一・二・六五の〇地先から 同市錦町宇佐郷 同字一・二・六五の二地先まで	最狭 五・四・六	最狭 一・四・〇五	三二七・〇	三二八・八	道路改良工事の完了による

山口県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 六日市錦線	岩国市錦町宇佐郷字野地原一・二・六五の〇地先から 同市錦町宇佐郷 同字一・二・六五の二地先まで	平成二十一年一月十七日

山口県告示第二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があつた。

同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十一年一月十六日から同年二月五日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び柳井市建設部土木建築課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

柳井港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 変更前の埋立区域

1 位置

(1) 第二二区の二の二

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(2) 第三二区

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

2 区域

(1) 第二二区の二の二

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和六十三年五月二十七日付け指令港湾第一六四号でしゅん功認可された埋立地（以下「昭和六十三年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D・L・+二・八〇メートル）、2の地点と5の地点

を結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四五号でしゅん功認可された埋立地(以下「平成三年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ昭和五十七年秋分の満潮位(D.L. + 二・八〇メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十七年三月三十日付け指令平一六港湾第一〇四九〇号でしゅん功認可された埋立地(以下「平成十七年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)に囲まれた区域

(2) 第三工区

次の2の地点と3の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和六十二年八月二十五日付け指令港湾第三七四号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和六十二年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)及び2の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 柳井市柳井字中開作松ヶ崎の松ヶ崎三等三角点(北緯三三度五七分四〇・三四一秒東経一三三度〇七分〇〇・四〇七秒)(以下「基準点」という。)(から二四度三五分三八秒七五八・〇四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一九二度三六分五五秒四五・〇〇メートルの地点
3の地点 2の地点から一九二度三六分五五秒二二・五〇メートルの地点
4の地点 3の地点から六九度二〇分〇七秒三三九・四三メートルの地点
5の地点 4の地点から〇度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの地点
6の地点 5の地点から〇度〇〇分〇〇秒七三・〇〇メートルの地点
7の地点 6の地点から二九〇度三〇分〇〇秒一六四・〇〇メートルの地点

3 面積

- (1) 第二工区の二の二 二〇、七三四・〇〇平方メートル
第三工区 三三、九二一・二五平方メートル

(二) 変更後の埋立区域

1 位置

- (1) 第二工区の二の二の一

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一から同字一五七八の三七を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(2) 第二工区の二の二の一

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(3) 第三工区

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

2 区域

(1) 第二工区の二の二の一

次の1の地点と8の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、8の地点から11の地点までを順次結んだ線、7の地点と11の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十七年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)に囲まれた区域

(2) 第二工区の二の二の一

次の2の地点と8の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、2の地点と5の地点を結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ平成三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、6の地点と11の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び8の地点から11の地点までを順次結んだ線に囲まれた区域

(3) 第三工区

次の2の地点と3の地点を結ぶ昭和六十三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和六十二年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成三年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八〇メートル)及び2の地点と5の地点を結んだ線に囲まれた区域

- 1の地点 基準点から二四度三五分三八秒七五八・〇四メートルの地点
2の地点 1の地点から一九二度三六分五五秒四五・〇〇メートルの地点
3の地点 2の地点から一九二度三六分五五秒二二・五〇メートルの地点
4の地点 3の地点から六九度二〇分〇七秒三三九・四三メートルの地点
5の地点 4の地点から〇度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの地点
6の地点 5の地点から〇度〇〇分〇〇秒七三・〇〇メートルの地点
7の地点 6の地点から二九〇度三〇分〇〇秒一六四・〇〇メートルの地点

- 3 面積
- (1) 第二工区の二の二の一
九八三・三二平方メートル
- (2) 第二工区の二の二の二
一九、七五〇・六九平方メートル
- (3) 第三工区
三三三、九二一・二五平方メートル
- 8の地点 基準点から一二四度五〇分〇八秒七五九・三二メートルの地点
9の地点 8の地点から四九度二五分四八秒二九・五〇メートルの地点
10の地点 9の地点から九三度一三分一七秒四六・〇〇メートルの地点
11の地点 10の地点から九二度三二分三〇秒七四・二〇メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域
(一) 変更前の埋立てに関する工事の施行区域

- 1 位置
- (1) 第二工区の二の二
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の五、一五七八の六、一五七八の三〇、一五七八の三七及び一五七八の三九地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (2) 第三工区
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の五、一五七八の六及び一五七八の三〇地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- 2 区域
- (1) 第二工区の二の二
次の①の地点、③の地点、④の地点、⑬の地点、⑨の地点の各地点を順次結んだ線、⑨の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線に囲まれた区域
- (2) 第三工区
次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域
- ①の地点 基準点から一二六度一分四四秒七六一・五一メートルの地点
②の地点 ①の地点から二八三度〇二分一九秒二二・二三メートルの地点

- 3 面積
- (1) 第二工区の二の二
三三三、二〇八・〇〇平方メートル
- (2) 第三工区
六二二、八九七・〇〇平方メートル
- ③の地点 ②の地点から一九二度三〇分〇秒三一・七四メートルの地点
④の地点 ③の地点から一九二度三〇分〇秒二五・〇〇メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から一九二度三〇分〇秒二三八・二六メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から七一度四〇分〇秒二二・〇〇メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から六七度〇〇分〇秒一九一・〇〇メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から一度三〇分〇秒七五・〇〇メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から二八三度〇二分一九秒三三・二二メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇〇分〇秒五五・三三メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から二八九度四五分〇秒一四一・〇〇メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から二七〇度〇〇分〇秒九八・〇〇メートルの地点
⑬の地点 ④の地点から一〇三度〇〇分〇秒三三・〇〇メートルの地点

(二) 変更後の埋立てに関する工事の施行区域

- 1 位置
- (1) 第二工区の二の二
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の三〇、一五七八の三七及び一五七八の三九地内並びに同字一五七八の一から同字一五七八の三五を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (2) 第二工区の二の二
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一、一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の五、一五七八の六及び一五七八の三〇地内並びに同字一五七八の二三から同字一五七八の一を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- (3) 第三工区
柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の九、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の三、一五七八の五、一五七八の六及び一五七八の三〇地内並びに同字一五七八の一六から同字一五七八の九を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面
- 2 区域
- (1) 第二工区の二の二

次の①の地点、⑭の地点、⑮の地点、⑯の地点、⑰の地点、⑱の地点の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ線に囲まれた区域

(2) 第二工区の二の二の二

次の①の地点、③の地点、④の地点、⑬の地点、⑨の地点、⑩の地点、⑯の地点、⑮の地点、⑭の地点の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

(3) 第三工区

次の①の地点から⑨の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二二六度一分四四秒七六一・五二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二八三度〇二分一九秒二一・二三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九二度三〇分〇秒三一・七四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一九二度三〇分〇秒二五・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九二度三〇分〇秒三三・二六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から七一度四〇分〇秒二二・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から六七度〇〇分〇秒一九一・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一度三〇分〇秒七五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二八三度〇二分一九秒三三・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇〇分〇秒五一・三三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八九度四五分〇秒一四一・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二七〇度〇〇分〇秒九八・〇〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇三度〇〇分〇秒三三・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から四九度二五分四八秒四六・九〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から九三度一三分一七秒四六・〇〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から九二度三二分三〇秒九九・〇〇メートルの地点

3 面積

(1) 第二工区の二の二の二

一、二五〇・六二平方メートル

(2) 第二工区の二の二の二

三〇、九五七・三八平方メートル

(3) 第三工区

六二、八九七・〇〇平方メートル

三 埋立地の用途

(一) 変更前の用途

(二) 運動場用地
変更後の用途

用途	配置	規模
運動場用地	道路用地を除く全域に配置	約五四、〇〇〇平方メートル
道路用地	埋立地の北側に配置	約一、〇〇〇平方メートル

四 申請者

柳井市南町二丁目一〇番二号

柳井市

柳井市長 河内山哲朗

五 申請の年月日

平成二十年十二月二十五日

山口県告示第二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

下関市大字吉母字舟頭三三三の一から同大字字御崎山三三三の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ春分秋分の満潮位（D.L. + 一・八〇メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 蓋井島灯台（北緯三四度〇五分五五・六六秒東経一三〇度四六分五八・四六二秒）から八四度三〇分三七秒七、一四一・二〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三四五度〇五分〇五秒七一・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から七五度〇五分一六秒四・六〇メートルの地点

- 4の地点 3の地点から三四五度〇五分〇六秒四三・三〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五五度〇五分一六秒四・六〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三四五度〇九分四五秒三〇・一〇メートルの地点

(三) 面積 五八、〇〇〇・七一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

昭和五十八年三月二十九日 指令港湾第七六七号

三 関係図書を閲覧できる市町

下関市

四 認可を受けた者

下関市南部町一番一号

下関市

下関市長 江島 潔

五 認可の年月日

平成二十一年一月五日



(三二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年二月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 Loveeco周南

代表者の氏名 福田 陽一

主たる事務所の所在地 周南市大字栗屋五〇番地の一

三 定款に記載された目的
広く市民に対して地域の環境に関する教育及び啓発活動に関する事業を行うことにより、地域における資源の循環を促進し、もって地球環境に優しい低炭素社会の実現に寄与すること。

(三三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年一月十六日から同年五月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 エヌ・ティ・ティ都市開 住所 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 代表者の氏名 三ツ村正規

株式会社 代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、〇九五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六〇台

- (一) 駐輪場の収容台数
三六台
- (二) 荷さばき施設の面積
三〇平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
一四立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社丸久 午前九時三〇分 午後一二時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
一箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで
- 八 届出年月日
平成二十年十二月二十六日



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 課

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
河内よしひさ後援会	中村 九一	吉田ヒロ子	熊毛郡田布施町大字麻郷10880の6		平成20、11、17
さかつじ義人後援会	坂辻 義人	森 義勝	山陽小野田市共和台2番17号		" " 28

中山晋次後援会	中山 晋次	惣田 克彦	熊毛郡田布施町大字麻郷533の11	"	4
三村建治後援会	永松 泰	内田 直史	長門市油谷後畑66	"	"

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党旭支部	代表者 木原 輝智 会計責任者 守永 忠世 事務所 萩市大字明木910	田上 善治 小林 広海	平成20、11、11	
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	会計責任者 倉田健治郎	藤野 智	" " 4	
自由民主党山口県宅建支部	"	松村 誠	" " 28	
民主党山口県第3区総支部	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 国会議員関係の区分 国会議員関係の区分	衆議院議員 大島郡周防大島町大字土居1085の5	" " 26	
椎木巧後援会（巧友会）	事務所 国会議員関係の区分	大島郡周防大島町大字土居136	" " 25	
社会問題研究会の会	"	国会議員関係以外の政治団体	" " 6	

	代表者である公職の係る補者に係る種類	衆議院議員	正規7号 政治資金 法第19条第1項第1号 に 関係する 政治団体 の 政治団体 の 政治団体	国会議員関係 の政治団体以外		
たかこの会	代表者である公職の係る補者に係る種類 公職の候補者の氏名 推薦又は支持に係る公職の係る種類	戸倉多香子 衆議院議員	正規7号 政治資金 法第19条第1項第1号 に 関係する 政治団体 の 政治団体 の 政治団体	国会議員関係 の政治団体以外	"	21
田中敏晴後援会	代表者	柴田 功	河野 等	"	"	27
内航海運山口県泉信也後援会	会計責任者	中村 龍雄	龍川 旦	"	"	12
なかの明彦後援会	"	大野 耕作	宮田 紀洋	"	"	11
ますや敬悟の会	代表者である公職の係る補者に係る種類 公職の候補者の氏名 推薦又は支持に係る公職の係る種類	衆議院議員 榎屋 敬悟	衆議院議員	国会議員関係 の政治団体以外	"	5
	国会議員関係 の政治団体 の 政治団体	正規7号 政治資金 法第19条第1項第1号 に 関係する 政治団体 の 政治団体	国会議員関係 の政治団体以外			

三浦のぼる新世代政治倶楽部	代表者である公職の係る補者に係る種類 公職の候補者の氏名 推薦又は支持に係る公職の係る種類	衆議院議員 三浦 昇	衆議院議員	2号に係る国会議員関係政治団体	"	26
山口県不動産政治連盟	会計責任者	林 真一郎	松村 誠	"	"	28
山下たかお後援会	"	森永 孝行	酒井 幸治	"	"	11
山下たかお励ます会	"	"	"	"	"	"

山口県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開示が求められた選挙関係に関する政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

山口県選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
いぎた博己後援会	重本 拓	豊儀田貴美子	下関市豊浦町大字厚母郷978の1	平成20、11、6
内航海運山口県泉信也後援会	藤井 英雄	中村 龍雄	周南市築港町13番38号	" 10、31
林つとむ後援会	白石 重人	野村 建真	宇部市大字際波607	" 11、17

山口県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

資金管理団体の名称	公職の種類	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	権限年月
		名	称			
坂辻 義人	山陽小野田市長	さかつじ義人後援会	山陽小野田市共和台2番17号	坂辻 義人	平成20、11、28	

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

資金管理団体の名称	公職の種類	異動事項	異動内容		権限年月
			新	旧	
江島 潔	下関市長	事務所	下関市豊船町3丁目16番47号	下関市田中町16番7号	平成20、11、21



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年一月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量

交通信号灯器 九六七台

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成二十年十月十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

六 落札金額
四千九百二十四万五千円

七 入札公告日
平成二十年九月二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法
購入

(三) 落札方式
最低価格

平成二十一年一月十六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）